

2013年11月6日

参議院法務委員会

委員長 荒木 清寛 様

公益社団法人 日本てんかん協会

会長 鶴井 啓司

自動車運転死傷行為等処罰法案の審議を慎重に行ってください

貴委員会において審議が行われます標記「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」(新法案)の審議に際し、慎重かつ十分に審議を尽くされるようにお願いします。

私たちは、病気の症状により事故を起こした人の責任について、「病気の症状が理由であっても、法を守る義務に反したことに対する罰は可能な限り負うべきである」、「新法案の制定には、病名を規定することや対象となる状態を個別に羅列することには反対であり、事故の原因が“過失”ではなく“故意”とみなしうるあらゆる状態を対象とする公平な条文にすべきである」と考えています。

ところが新法案では、道路交通法第65条および66条で、酒気を帯びた運転、過労、病気、薬物の影響により正常な運転ができない恐れのある状態での運転が禁じられているにも関わらず、過労運転(居眠り運転)だけを危険運転致死傷罪の厳罰の対象から外しています。このことに合理的根拠はなく、交通事故を一件でも減らしたいという本来の目的にも反し、加えて国民に新たな偏見を助長することが懸念されます。憲法第25条の生存権を侵害し、これらの人を社会から排除することにもつながりかねません。

折しも政府は、障害者基本法の改正(2011年)をはじめとする国内法の整備を進め、いよいよ今国会において国連・障害者権利条約批准の審議を行います。本法案が障害や病気のある人および薬を服用していることに対する差別とならないよう、慎重かつ十分に審議を尽くされることをお願いします。

ここに、全国から寄せられた社会環境を守るための要望署名を付して、下記について要望します。

記

1. 病気や障害のある人の排除につながる法律をつくらないでください。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案、第三条の2「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」については、慎重な審議をお願いします。これまでの法務大臣答弁をより明確にするためにも、「病気」を「病気による症状」に修正をしてください。

2. 法施行後の十分なる周知・検証を行い、法の再検討を行うことなどを確認してください。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を施行した場合に、改めて科学的根拠と統計的な事実の検証を行い、本法の有効性や政令等について定期的に見直しを行うとともに、政府として病気や障害のある人に対する総合的な支援策の充実を推進する必要性も、附帯決議などで明示してください。

以上